

目 次

第 1 章 計画策定の基本方針	1
1 策定の趣旨	2
2 計画のめざすべき方向性	3
3 策定のための体制	3
4 計画の評価について	4
5 関係計画間の整合・調和	4
第 2 章 認知症高齢者の現状と将来推計	7
1 高齢者数と高齢化率の推移	8
2 認知症高齢者の将来推計	10
第 3 章 基本目標および施策体系	13
1 計画の基本目標	14
2 施策の柱	15
第 4 章 具体的な取組	19
1 認知症の人に関する県民の理解の増進等	
（1）学校教育における認知症に関する知識および認知症の人に関する理解を深める教育の推進	20
（2）社会教育における認知症に関する知識および認知症の人に関する理解を深める教育の推進	21
（3）認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開	23
【コラム】認知症の人の思いの発信による「新しい認知症観」の理解促進	26
【コラム】紀北町のチームオレンジ「チームオレンジぽすと」	27
2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	
（1）認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等	28
（2）移動のための交通手段の確保	32
（3）交通の安全の確保	33
（4）認知症の人にとって利用しやすい製品・サービスの普及促進	33
（5）事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の普及促進	34
（6）民間における自主的な取組の促進	35
【コラム】高校生によるシニアのためのスマホ教室	37

【コラム】「RUN伴（ラントモ）四日市」 ～タスキがつなぐ、認知症の人にやさしいまちづくり～	3 8
3 認知症の人の社会参加の機会の確保等	
（１）認知症の人自らの経験等の共有機会の確保	3 9
（２）認知症の人の社会参加の機会の確保	4 0
（３）多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の 就労に関する事業主に対する啓発・普及等	4 1
【コラム】認知症の人が行う洗車活動	4 4
4 認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護	
（１）認知症の人の意思決定支援に関する指針の普及促進	4 5
（２）認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に 関する情報提供の促進	4 6
（３）消費生活における被害を防止するための啓発	4 8
（４）虐待防止の取組	4 9
5 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等	
（１）専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備	5 1
（２）保健医療福祉の有機的な連携の確保	5 5
（３）人材の確保、養成、資質向上	5 8
6 相談体制の整備等	
（１）個々の認知症の人や家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総 合的に応ずることができるようにするための体制の整備	6 3
（２）認知症の人や家族等が互いに支え合うための相談・交流の 活動に対する支援、関係機関の紹介、その他の必要な情報の 提供および助言	6 5
7 認知症の予防等	
（１）予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進・情報収集	6 7
（２）地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力 体制の整備、認知症および軽度の認知機能の障害に関する情報 提供	7 0
【コラム】早めに気づき、認知症と向き合うことが機能保持につな がります	7 3
第5章 計画の目標指標	7 5
（１）重点目標の基本的な考え方	7 6
（２）関連指標の基本的な考え方	7 6
（３）関連指標の活用	7 7

第6章 推進体制等	83
1 推進計画の見直しについて	84
参考資料	85
用語解説	86
認知症に関する意識調査報告書 -認知症の人対象-	98
認知症に関する意識調査報告書 -認知症の人の家族対象-	125
認知症に関する意識調査報告書 -県民対象-	143
認知症に関する意識調査報告書 -医療・介護従事者対象-	154

